

## つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な施設整備事業を実施する際の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (評価対象事業)

第2条 評価の対象とする事業（以下「評価対象事業」という。）は、学校、公園、福祉施設その他のつくば市が事業主体となって実施する全ての施設（インフラ施設（道路、橋りょう、上水道施設又は下水道施設をいう。以下同じ。）を除く。）の整備事業で、総事業費（用地取得費を含む。）が10億円以上の事業その他市長が必要と認める事業とする。

### (適用除外)

第3条 次に掲げる事業には、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 災害復旧事業
- (2) 既に都市計画決定されている事業
- (3) インフラ施設の整備事業と不可分な事業
- (4) 公共施設の維持・修繕事業及び耐震改修事業
- (5) 法令等により事業の実施が義務付けられている事業
- (6) 国、県等と共同で実施する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民生活又は地域経済に影響を及ぼすおそれがあるため緊急を要すると市長が認める事業

2 市長は、前項の規定によりこの要綱の規定を適用しない事業については、事業名、事業概要、適用除外とする理由等を記載した評価対象適用除外事業調書（様式第1号）を作成し、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

### (評価の時期)

第4条 評価は、原則として、事業実施に必要な事業費に係る予算計上前に行うものとする。ただし、国庫補助事業及び交付金事業にあつては国、県等への事業採

扱の要望（概算要望を含む。）を行う前に、都市計画決定を伴う事業にあつては都市計画決定の手続の前に行うものとする。

（評価の視点）

第5条 評価は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める視点から行うものとする。

- (1) 事業の必要性 市が担う必要性及び実施する必要性
- (2) 事業の妥当性 整備手法、事業規模及び整備場所の妥当性
- (3) 事業の優先性 事業の着手時期の適切性
- (4) 事業の有効性 経済波及効果、市民生活の利便性向上等
- (5) 事業の経済性・効率性 費用（維持管理費及び運営費を含む。）の適切性及び事業採算性
- (6) 地域への対応 周辺環境及び景観との調和並びにこれらへの配慮、市民への説明・情報共有等

（評価実施方針）

第6条 市長は、評価対象事業ごとに評価の時期、評価の視点、評価の方法等を記載した大規模事業評価実施方針（以下「評価実施方針」という。）（様式第2号）を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により評価実施方針を定めた場合は、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法により当該評価実施方針を公表するものとする。

（自己評価調書の作成）

第7条 評価対象事業を所管する課等の長は、前条第1項の規定により定めた評価実施方針に基づき、評価対象事業の事業概要、評価項目等を記載した大規模事業自己評価調書（以下「自己評価調書」という。）（様式第3号）を作成するものとする。

（評価会議）

第8条 前条の規定により作成された自己評価調書について検討を行うため、大規模事業評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

- 2 評価会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は、市長をもって充て、会務を総理する。
- 4 委員は、副市長、教育長、つくば市行政組織条例(昭和62年つくば市条例第55号)第2条に定める部の長、市長公室長、会計管理者、消防長、教育局長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をもって充てる。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 6 評価会議の会議は、会長が招集する。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して評価会議の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 評価会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において処理する。

(自己評価調書等の公表)

第9条 市長は、自己評価調書及び評価会議の意見を市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(対応方針)

第10条 市長は、評価対象事業を実施するかしないか等の方針(以下「対応方針」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、対応方針を定めようとするときは、あらかじめ、つくば市大規模事業評価委員会(以下「評価委員会」という。)に意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により対応方針を定めた場合は、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法により当該対応方針及び評価委員会の意見その他必要と認める事項を公表するものとする。

(再評価)

第11条 市長は、前条第1項の規定により対応方針を定めた後に事業計画等に大幅な変更が生じた場合は、再び評価を行うものとする。この場合においては、第5条から前条までの規定を準用する。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

評価対象適用除外事業調書

つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱の適用除外とする事業は、次のとおりです。

事業名	
事業期間	
概算事業費	
事業目的	
事業概要	
適用除外とする理由	要綱第3条第1項第 号該当
	(理由)

【問合せ先】

部 課

担当

(位置図等)

## 大規模事業評価実施方針

事業所管部署	
作成年月日	

## 【評価の対象】

事業名	
場所	
事業概要	

## 【評価の時期】

(1) 自己評価調書作成 (2) 評価会議 (3) 評価委員会 (4) 対応方針の決定 (5) 対応方針等の公表
--

## 【評価の視点】

事業の必要性	
事業の妥当性	
事業の優先性	
事業の有効性	
事業の経済性・効率性	
地域への対応	

## 【評価の方法】

--

## 【その他】

--

大規模事業自己評価調書

事業所管部署	
作成年月日	

【事業概要】

事業名	
場所	
目的	
内容	
位置付け (関連計画等)	
事業スケジュール	
概算事業費	
その他特記事項	

位置図等

--

【評価項目】

事業の必要性	(市民ニーズ等) (現状の課題) (市が担う必要性及び市が実施する必要性)
事業の妥当性	(需要予測等による整備手法、事業規模、整備場所、用地確保形態等の妥当性)
事業の優先性	(課題解決のため又は他事業との整合性から見た事業着手時期の適切性)
事業の有効性	(課題解決又は政策目標達成への有用性及び有効性) (事業未実施の場合との比較) (費用便益分析による有効性) (経済波及効果)
事業の経済性・効率性	(概算事業費の適切性) (維持管理費及び運営費の適切性) (事業採算性) (コスト削減の工夫)
地域への対応	(周辺環境及び景観との調和) (周辺環境及び景観への配慮) (環境影響低減の工夫) (合意形成の取り組み)